

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名 : アイサワ工業株式会社

業者の住所 : 岡山県岡山市北区表町1-5-1

2 指名停止の期間 : 令和4年7月13日～令和4年8月12日(1か月)

3 指名停止の措置対象地区 : 北海道地区、東北地区、関東甲信地区、北陸地区、中部地区、中国地区、四国地区、九州沖縄地区

4 事実概要

当該業者の名古屋支店長は、防衛省近畿中部防衛局発注の航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)内における建設工事を巡り、令和4年5月31日、公契約関係競売等妨害の罪で名古屋地方検察庁に在宅起訴された。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)